**平成２６年（再イ）第２５５号**
大阪市浪速区恵美須西２丁目５番21号　シティライフ岡本２―701号
再生債務者　佐藤　広美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年10月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年10月29日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（再イ）第７号**
山口県防府市大字新田810番地の20
再生債務者　寺田　栄男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年10月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年10月29日　山口地方裁判所

**平成２６年（再イ）第４号**
香川県高松市木太町2747番地　アルファステイツ木太八番館302号室
再生債務者　中津　孝吉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年10月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年10月30日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２６年（再イ）第７号**
長野県上田市生田2049番地３
再生債務者　杉本　進
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年10月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年10月29日　長野地方裁判所上田支部

**平成２６年（再イ）第５４号**
堺市西区原田199番地22
再生債務者　重川　匡人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年10月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年10月29日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

**平成２６年（再イ）第５７号**
神戸市灘区新在家南町４丁目16番18―1005号
再生債務者　新井　翼
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年10月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年10月29日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

**平成２６年（再イ）第５８号**
神戸市北区大原３丁目17番地の１　２―1111号
再生債務者　大田　博之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年10月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年10月29日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

**平成２６年（再イ）第２号**
北海道虻田郡倶知安町南９条西１丁目２番地１　ミモザ102
再生債務者　伊藤　勇樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年10月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年10月29日　札幌地方裁判所岩内支部

**平成２６年（再イ）第８号**
北海道苫小牧市木場町２丁目19番20号　キラメック木場町１番館102号
再生債務者　石田　義実
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年10月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年10月29日
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２６年（再イ）第３号**
宮城県大崎市古川穂波４丁目４番11号　フラット穂波302号
再生債務者　渡辺　将仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年10月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年10月30日
仙台地方裁判所古川支部個人再生係

**平成２５年（再イ）第１５号**
岐阜県大垣市室村町１丁目139番地
再生債務者　河合　一雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年10月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年10月30日　岐阜地方裁判所大垣支部

**平成２６年（再イ）第８２号**
札幌市白石区菊水３条５丁目５番10―304号
再生債務者　大崎　哲也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年10月30日
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（再イ）第８号**
福岡県筑紫野市紫６丁目25番24号、開始決定時の住所岐阜県多治見市光ケ丘１丁目83番地ハートフル光ヶ丘101
再生債務者　新飼　績子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年10月30日
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２６年（再イ）第５１号**
北九州市若松区原町８番１号
再生債務者　竹部　尚吾
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年10月30日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

## 特定計量器型式承認

**○独立行政法人産業技術総合研究所公告第35号**
計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成26年10月28日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成26年11月13日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治
1、承認番号　第Ｌ146号
2、名称　アズビル金門青森株式会社
3、住所　青森県青森市野木字山口245―８
4、特定計量器の種類　水道メーター

1、承認番号　第Ｌ147号
2、名称　アズビル金門青森株式会社
3、住所　青森県青森市野木字山口245―８
4、特定計量器の種類　水道メーター

## 行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢45歳以上70歳以下（55～60歳が有力）と推定、身長168㎝、中肉の男性、頭部、髭に白毛が混じっており、歯に連結やブリッジ等の治療痕あり、着衣は白色・袖黒色の七分袖Ｔシャツ、白色半袖シャツ、黒色ジャージズボン、黒色トランクス
上記の者は、平成26年７月25日午前８時５分頃奥尻町字湯浜無番地の海岸から西方向約30ｍの海上で浮遊していたところを発見された。遺体は腐敗状況が著しく、死亡時期は平成25年10月下旬頃から平成26年６月中旬頃と推定され、死亡場所及び死因は不明。
身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨を町内寺院の乾清寺に保管してありますので心当たりの方は、当町住民課福祉介護係までお申し出下さい。
平成26年11月13日
北海道　奥尻郡奥尻町長　新村　卓実